

# 平成30年度 能代河川国道事務所管内 維持管理計画(案)

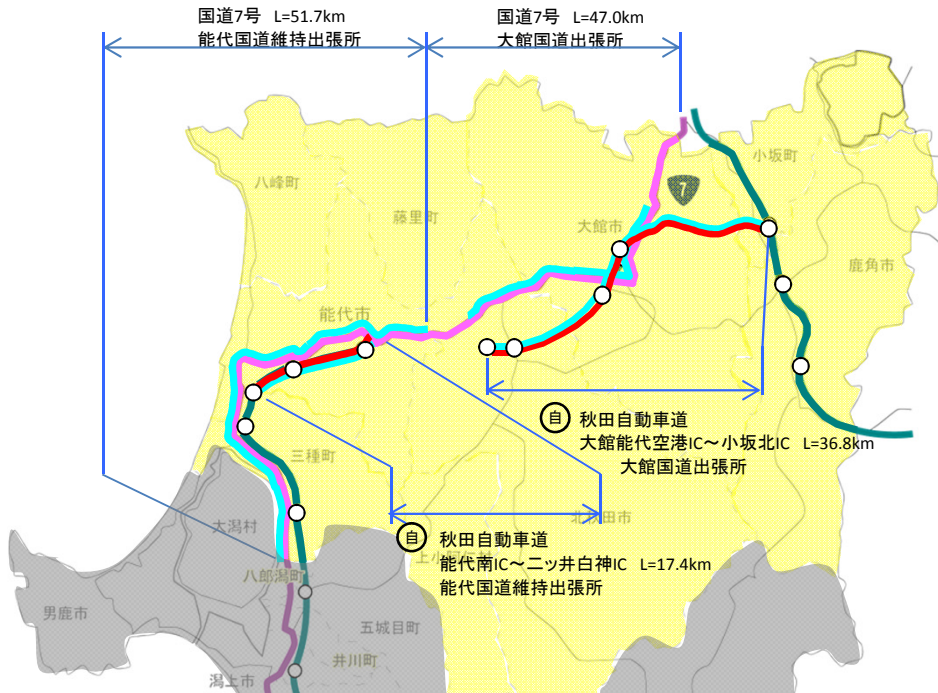
能代河川国道事務所が管理する一般国道及び自動車専用道路の維持管理の対象範囲及び頻度等については下記のとおりです。能代河川国道事務所管内管理区間・延長

単位:km

凡 例	
能代河川国道事務所管内	

道路名(一般道路)	管理区間	管理延長
国道7号	八郎潟町・三種町境～秋田県境	98.7
計		98.7

道路名(自動車専用道路)	管理区間	管理延長
秋田自動車道	能代南IC～ニツ井白神IC	17.4
	大館能代空港IC～小坂北IC	36.8
計		54.2



凡 例(維持管理)			
道路巡回	1回/2日		交通量5,000台/日以上 ～50,000台/日未満
	1回/日		交通量50,000台/日以上
	2回/日		
路面清掃	1回/年		
歩道清掃	歩行者等の通行の安全性を確保するため、原則として街路樹からの落葉等の除去に限定して実施します。		
除草	通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安に除草すべき箇所を抽出した上で実施します。 ・建築限界内の通行や安全確保が出来ない場合 ・運転手から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保出来ない場合		
剪定	高木・中低木 1回/3年 寄植 1回/年	管内における剪定は、左記の頻度を目安に、通行の障害箇所や運転手からの視認性が確保できないなど安全確保のための対応が必要であると判断される箇所を抽出した上で実施します。	

※道路構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記に係わらず適切な頻度を設定し実施します。

凡 例	
高速自動車国道 有料道路	
自動車専用道路	(自)

H30.4月現在